

2023 年度決算公告

2023 年 4 月 1 日から

2024 年 3 月 31 日まで

三菱重工パワーアインダストリー株式会社

貸 借 対 照 表

2024年 3月31日現在

(金額単位 : 千円)

三菱重工パワーインダストリー株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産		流動負債	
現 金 及 び 預 金	9,658	買 挂 金	6,579,739
電 子 記 録 債 権	975,807	未 払 金	1,187,551
売 掛 金	12,699,674	未 払 費 用	821,211
契 約 資 産	5,970,952	未 払 法 人 税 等	4,635
前 渡 金	563,663	契 約 負 債	10,812,541
製 品	4,163	預 り 金	68,715
仕 掛 品	1,496,017	保 証 工 事 引 当 金	443,948
原 材 料 及 び 貯 藏 品	96,575	受 注 工 事 損 失 引 当 金	864,000
前 払 費 用	87,742	そ の 他 の 流 動 負 債	8,000
短 期 貸 付 金	1,407,587	合 計	20,790,340
立 替 未 収 金	354,414		
そ の 他 の 流 動 資 産	281,850		
貸 倒 引 当 金	△26,000		
合 計	23,922,102		
固定資産			
有形固定資産			
建物及び建物附属設備	155,693	負 債 合 計	21,823,340
構 築 物	446		
機 械 装 置	4,393		
工 具 器 具 備 品	180,580		
建 設 仮 勘 定	87,572		
計	428,685		
無形固定資産			
ソ フ ト ウ エ ア	61,304		
そ の 他 無 形 固 定 資 産	128		
計	61,432		
投資その他の資産			
投 資 有 価 証 券	11,600		
関 係 会 社 株 式	76,500		
差 入 保 証 金	48,495		
ゴ ル フ 会 員 権	63,678		
出 資 金	10		
前 払 年 金 費 用	36,000		
長 期 前 払 費 用	8,075		
長 期 未 収 入 金	894,206		
繰 延 税 金 資 産	1,565,187		
計	2,703,752		
合 計	3,193,868		
資 产 合 計	27,115,970	純 資 産 合 計	5,292,630
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	27,115,970

損 益 計 算 書

2023年 4月 1日 から

2024年 3月 31日 まで

(金額単位 : 千円)

三菱重工パワーアイナスドリー株式会社

売上高	50,298,821
売上原価	40,808,572
売上総利益	9,490,249
販売費及び一般管理費	7,212,055
営業利益	2,278,194
営業外収益	
受取利息及び配当金	5,232
為替差益	58,593
その他	7,137
	70,963
営業外費用	
支払利息	35
損害賠償金	200,000
その他	23,924
	223,959
経常利益	2,125,198
税引前当期純利益	2,125,198
法人税、住民税及び事業税	88,127
法人税等調整額	563,824
当期純利益	1,473,246

株主資本等変動計算書

2023年 4月 1日から

2024年 3月31日まで

(金額単位：千円)

三菱重工パワーフィンансストリートリ一株式会社

	株主資本				評価・換算差額等	純資産計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本計		
資本金	その他資本剰余金	資本剰余金 計	利益準備金	その他利益剰余金 計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,500,000	867,839	375,000	4,157,607	4,532,607	6,900,446
△会計基準変更による過年度遡及額				△171,502	△171,502	△171,502
遡及処理後当期首残高	1,500,000	867,839	375,000	3,986,105	3,986,105	6,728,944
当期変動額						
△当期純利益				△2,902,500	△2,902,500	△2,902,500
△当期配当				1,473,246	1,473,246	1,473,246
△当期末残高	1,500,000	867,839	375,000	2,556,851	2,931,851	5,299,690
△株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	△1,429,254	△1,429,254	△1,429,254
△当期変動額合計	-	-	-			4,870
△当期末残高	1,500,000	867,839	375,000	2,556,851	2,931,851	5,299,690
						4,870
						4,870
						△1,424,384
						5,292,630

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①関係会社株式・・・移動平均法による原価法

②その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・・・・時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

①製品・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

②仕掛品・・・・・・・・・・・個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

③原材料及び貯蔵品・・・・・・・・移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・・・定額法

(2) 無形固定資産・・・・・・・・定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

・ 金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 保証工事引当金

・ 工事引渡し後の保証工事費の支出に備えるため、将来の保証費用を個別に見積り、計上している。

(3) 受注工事損失引当金

・ 受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失が現実視され、かつ、その金額が合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

(4) 退職給付引当金

・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上する。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法で按分した額を、過去勤務費用は発生の期から、数理計算上の差異は発生の翌事業年度から、それぞれ償却処理することとしている。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、製品の販売及び工事の実施・役務の提供を行っている。

・ 製品の販売

顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡時点において主として履行義務が充足されると判断しており、通常の物品の引渡時点で認識している。

・ 工事の実施・役務の提供

契約で約束した財又はサービスに対する支配を契約期間にわたり顧客へ移転するため、履行義務の完全な充足に向けての進捗度に基づき収益を認識している。進捗度は、履行義務の充足を描寫する方法により測定しており、主に、一定の期間にわたり履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のための予想される総コストに占める割合に基づき見積もっている。

II. 会計方針の変更

従来、当社の自社利用ソフトウェアの取得・開発に要した費用は、無形固定資産として認識していたが、当事業年度より、将来の収益獲得又は費用削減が期待効果ではなく、客観的な事実に基づき確実であると認められる場合にのみ無形固定資産として認識し、該当しない場合は発生時に費用処理する会計方針に変更している。

この変更は、親会社である三菱重工業(株)及びグループ会社におけるコーポレートシステムの開発計画が立案され、グループ全体での自社利用ソフトウェア取得・開発費用の重要性が増したことを契機に、グループ会計方針統一の観点から、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針（会計制度委員会報告第12号）」に基づき、自社利用ソフトウェアの資産計上要件を改めて検討した結果、将来の収益獲得又は費用削減が客観的な事実に基づき確実であると認められる場合にのみ無形固定資産として認識することが当社の財政状態を適切に反映すると判断したことによる。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。この結果、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高は、171,502千円減少している。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおり。

1. 収益の認識と測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	売上高	50,298,821 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報		

売上高の一部は、工事契約に基づき進捗度に応じて計上されている売上高である。計算書類に計上した金額の算出方法については、収益及び費用の計上基準を参照。

2. 保証工事引当金の認識及び測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	保証工事引当金	443,948 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報		

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」I.3 項(2) 参照。

3. 受注工事損失引当金の認識及び測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	受注工事損失引当金	864,000 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報		

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」I.3 項(3) 参照。

4. 確定給付制度債務の測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	退職給付引当金	1,033,000 千円
	前払年金費用	36,000 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報		

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」I.3 項(4) 参照。

5. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	繰延税金資産	1,565,187 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報		

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識している。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定している。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

6. 固定資産の回収可能価額

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	有形固定資産	428,685 千円
	無形固定資産	61,432 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

有形固定資産及び無形固定資産は、報告期間の末日に減損の兆候の有無を判定、減損の兆候がある場合には、減損認識の要否の判定を行う。減損認識の要否の判定にあたっては、資金生成単位から得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識する。回収可能価額は、資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれかの高い金額をいい、このうち、使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した中期事業計画を基礎として見積る。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,323,269 千円

2. 有形固定資産の取得価額から保険差益による圧縮記帳額 43,861 千円（建物及び建物附属設備 10,462 千円、工具器具備品 33,399 千円）と国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳額 20,625 千円（工具器具備品）を控除している。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 742,490 千円

長期金銭債権 794,206 千円

短期金銭債務 980,195 千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 2,574,668 千円

仕入高 1,592,064 千円

営業取引以外の取引高 86 千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 750,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	202,500 千円	270.00 円	2023年 3月31日	2023年 6月30日
2024年2月16日 定例取締役会	普通株式	2,700,000 千円	3,600.00 円	—	2024年 2月29日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,179,000 千円	1,572.00 円	2024年 3月31日	2024年 6月28日

(注) 2024年6月21日開催の定時株主総会において、上記の通り決議を予定しております。

なお、配当原資については、繰越利益剰余金とすることを予定しております。

VII. 税効果に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因是、受注工事損失引当金、退職給付引当金、売上原価否認額である。なお、当社は、三菱重工業(株)を通算親法人としてグループ通算制度を適用している。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及び、親会社である三菱重工業(株)が運営するキャッシュ・マネジメントシステムを利用している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。投資有価証券は主に株式であり定期的に時価や発行体の財務状況を把握している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略している。

(金額単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額 (※1)	時 価 (※1)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	11,600	11,600	—

(※1) 貸借対照表に計上している関係会社株式、差入保証金、ゴルフ会員権、出資金は、市場価格のない株式等として上表には含めていない。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券

投資有価証券は中国電力(株)株式であり、取引所の価格によっている。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(金額単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連事業者との関係	取引内容 (注1)	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱重工業(株)	(被所有) 直接 100%	・製品・サービス等の販売 ・役員の兼務 ・同社からの仕入れ	製品・サービス等の販売他 商品の仕入 親会社との立替取引等	1,521,789 1,592,064 866,530	売掛金 立替未収金 契約負債 買掛金 未払金 未払費用	104,721 78,262 77,979 35,686 765,804 100,726

(注1) 取引条件は、市場実勢を勘案して決定している。

2. 兄弟会社等

(金額単位 : 千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	MHIパワーエンジニアリング(株)	なし	・同社からの仕入れ	エンジニアリング業務委託他	1,567,401	買掛金	347,658
親会社の子会社	MHIフィナンシャル(株)	なし	・資金の貸付	余剰資金の預入・引出(注2) 利息の受取	△12,109,275 5,153	短期貸付金	1,407,587

*1 過年度遡及額は、個別注記表 II. 会計方針の変更に記載の会計方針の変更の累積的影響である。」(注2) 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(以下CMS)を導入しているが、CMSを用いた資金取引について取引の内容毎に取引金額を集計することは実務上困難であるため、期首と期末の純増減額を表示している。

3. 子会社等

(金額単位 : 千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	呉環境サービス(株)	(所有) 直接85%	・製品・サービス等の販売 ・資金の貸付	製品・サービス等の販売	1,052,879	売掛金 長期未収入金	559,508 894,206

(注1) 取引条件は、市場実勢を勘案して決定している。

(注2) 資金の貸付については、無利息としている。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	7,056.84 円
1株当たり当期純利益	1,964.33 円

XII. その他の注記

当社の子会社である呉環境サービス(株)が呉市殿より請け負っているクリーンセンターくれ長期包括的管理運営事業において、2020年度第4四半期及び2021年度第1四半期における業務委託料の呉市殿からの支払いが引き続き留保されている。呉市殿は委託業務の要求水準未達による是正勧告に基づくペナルティポイントを理由としているものの、当社及び呉環境サービス(株)はクリーンセンターくれ長期包括的管理運営事業における危険ごみの取り扱いに関する協議を呉市殿に申し入れている中での是正勧告であり、当該是正勧告は有効でなく、業務委託料の不払いの根拠はないものと主張している。当社は、当該支払い留保部分に対応する呉環境サービス(株)への売上債権及び貸付金を昨年に引き続き、長期未収入金に794,206千円計上しており、2022年8月30日にて当社の子会社である呉環境サービス(株)を原告、呉市殿を被告として、原告訴訟代理人より東京地方裁判所へ訴状の申立てをしている。また、呉市殿からクリーンセンターくれにおける仮置き場ごみの処分に要した費用の請求分(税込み456,021千円)などについて2023年9月15日及び2024年3月11日に東京地方裁判所へ申立てをしている。

独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

三菱重工パワーベンダストリー株式会社
取締役社長 小林 雅浩 殿

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸田 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 國本 正隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱重工パワーベンダストリー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度の取締役の執行に関して、本監査報告書を作成しましたので、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役・内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会他に出席し、取締役及び使用人等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財務の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための必要な体制の整備に関する会社法362条4項6号の事項に係る取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）についての整備状況の説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに係る取締役の職務の遂行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月4日

三菱重工パワーインダストリー株式会社

監査役 持田 朋之

監査役 白石 真木